

未来へ備える 安心な河川空間を目指して

目次

- ① 河川の維持管理の目標
- ② 日常の河川管理
- ③ 令和6年度の大雨(出水)記録
- ④ 出水時の河川管理
- ⑤ 出水への備え
- ⑥ 南海トラフ等の巨大地震への備え
- ⑦ コスト縮減への継続的な取り組み
- ⑧ 流域のみなさんと連携した取り組み
- ⑨ 新しい取り組み



【毛馬排水機場ポンプ改良・整備状況】
設置後46年が経過したポンプの羽根車を
工場で整備するために取り外している状況。

〔R6.1 2月〕

① 河川の維持管理の目標

○淀川河川事務所では河川の維持管理に関する以下の目標を「淀川河川維持管理計画」として定めています。

◆「淀川河川維持管理計画」では、河川の現状や「淀川水系河川整備計画」等を踏まえ、河川に求められる治水・利水の機能及び環境を保全するために以下の目標を設定しています。

河道の流下能力の維持に係る目標

これまでの河川改修等により確保された流下能力を維持します。



樹木伐採の実施

施設の機能維持に係る目標

河道、堤防、護岸・根固め工・水制工、床止め、堰・水門・樋門・排水機場、水文・水理観測施設等の機能を維持します。



維持修繕工事

河川区域等の適正な利用に関する目標

河川の自然的、社会的特性、河川利用の状況等を勘案しながら、河川の状態を把握するとともに、河川敷地の不法占用や不法行為等への対応を行います。



不法耕作の是正

河川環境の整備と保全に係る目標

生物の生息・生育・繁殖環境、河川景観、人と川とのふれあいの場、水質等について、淀川、宇治川、木津川、桂川の特長や社会的な要請等を考慮しながら維持管理を行います。



外来水草の除去

② 日常の河川管理

○ 定期的な河川巡視を行い、河川の状態把握をしています。

- ◆「河川区域等における違法行為の発見」、「堤防や護岸等の変状の発見」、「河川内の環境や利用に関する情報収集」等を目的に河川巡視を行っています。
- ◆陸上からは自動車や徒歩により、水上からは船舶を用いて巡視を行っています。

河川区域等における違法行為の発見

不法投棄状況



堤防や護岸等の変状の発見



護岸の洗掘

河川内の環境や利用に関する情報収集

高水敷利用状況



生物の確認



(ナノハナ_在来種)

(ヌートリア_外来種)

▲巡視によって確認する項目の例



- ◀陸上巡視
(自動車や徒歩)
1週間で2日～5日



- ◀水上巡視
1週間で2日～4日
休日は月に4日

令和6年度における河川巡視の記録数

令和6年度の巡視結果として、河川施設の変状等が最も多く確認され、次いで、河川区域等における違法行為に関するものが多く確認されました。

巡視項目	令和6年度の記録数
河川施設の変状等の発見	5,089
河川区域等における違法行為の発見	2,909
河川利用に関する情報収集	2,046
河川環境に関する情報収集	798

※集計期間：R06.4.1～R07.2.4

② 日常の河川管理

○ 堤防に変状がないか確認しやすくするため、年2回の点検前に除草を行っています。

- ◆ 堤防法面を覆っている芝生等の植生は、洪水時の水の流れから堤防を守る重要な役割があります。
- ◆ 堤防の点検時期に合わせて、堤防に異常がないか確認しやすいように必要な範囲の除草を行っています。

除草作業



①除草前の状況



②除草作業中



③除草作業完了

堤防の点検



堤防点検の様子



堤防の小動物の穴



堤防の踏み荒らし

堤防点検により確認された異常

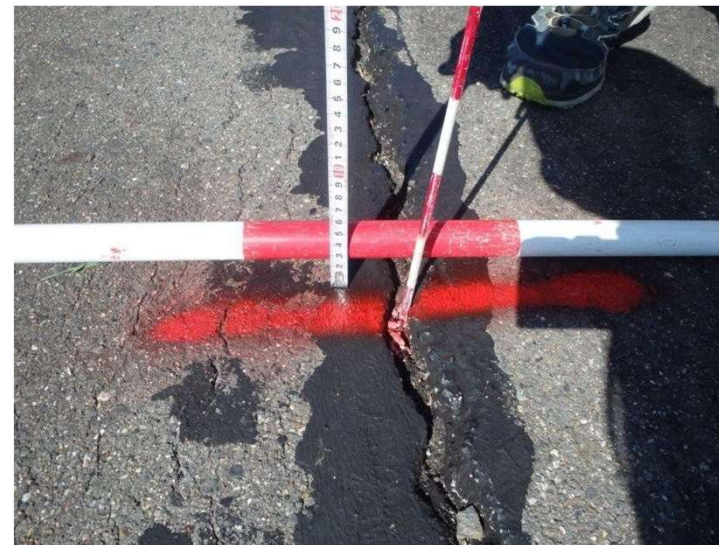
② 日常の河川管理

○ 河川管理施設等が正常に機能するよう、施設の点検を行っています。

- ◆ 堤防の沈下、亀裂や護岸の損傷等の河川管理施設の異常を把握するため、施設の点検を行っています。
- ◆ 異常を確認した場合には、補修等の必要な対策を行っています。



◀ 護岸の
点検状況
(矢板の傾斜)



◀ 堤防の
点検状況
(天端の亀裂)



◀ 石積みの
点検状況
(石積みの破損)



◀ 排水機場の
点検状況

② 日常の河川管理

○ 河川敷地内で確認された不法行為について是正処置を行っています。

◆ 河川敷地内で確認された不法耕作や不法バイクコース等の不法行為について、是正処置を行うよう対策を行っています。

是正前



是正後



◀ 不法耕作地の
是正状況

是正前



是正後



◀ 不法バイクコースの
是正状況

② 日常の河川管理

○ 点検の結果、必要な箇所では施設の補修を行っています。

◆ 点検の結果、正常な機能が維持できないと判断した場合には、速やかに施設の補修を行っています。

補修前



補修後



◀ 陸閘躯体の
ひび割れ

補修前



補修後



◀ 護岸崩れの補修

○ 洪水の安全な流下のため、河道内の土砂を取り除いたり、樹木の伐採を行っています。

◆ 洪水時に流れの支障になる河道内に繁茂している樹木群や堆積している土砂などは、順次伐採、浚渫しています。

伐採前



伐採後



◀ 樹木伐採の状況

▲ 河道内樹木群の伐採状況

土砂除去前



土砂除去後



◀ 樋門排水路の土砂除去

▲ 河道内堆積土砂の除去状況

○令和4年度より、事務所職員による河川巡視を行っています。

◆淀川河川事務所では、職員の技術力向上や河川管理者としての責任感醸成を目的として、令和4年度から職員による河川巡視を行っています。



▲職員による河川巡視の様子



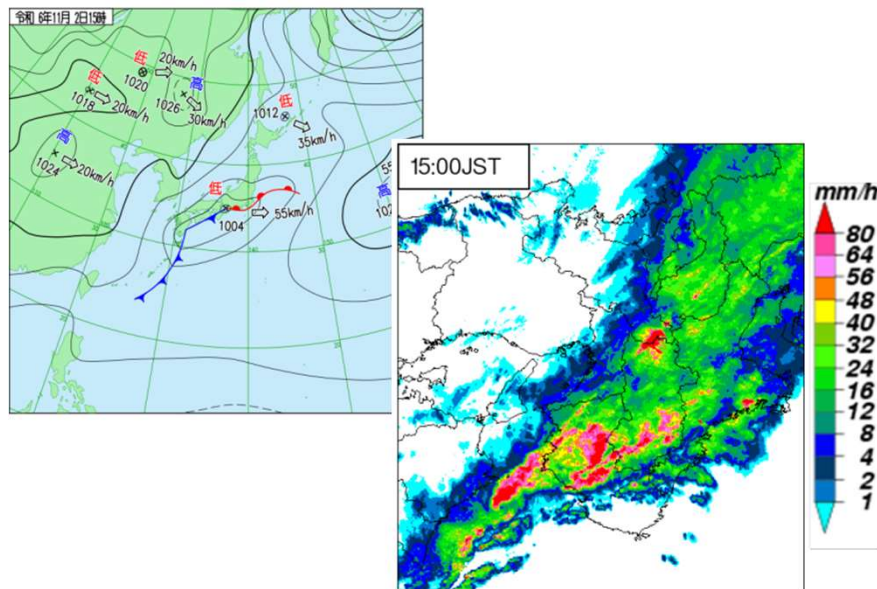
▲変状を発見し、実際に計測も実施

③ 令和6年度の大雨(出水)記録

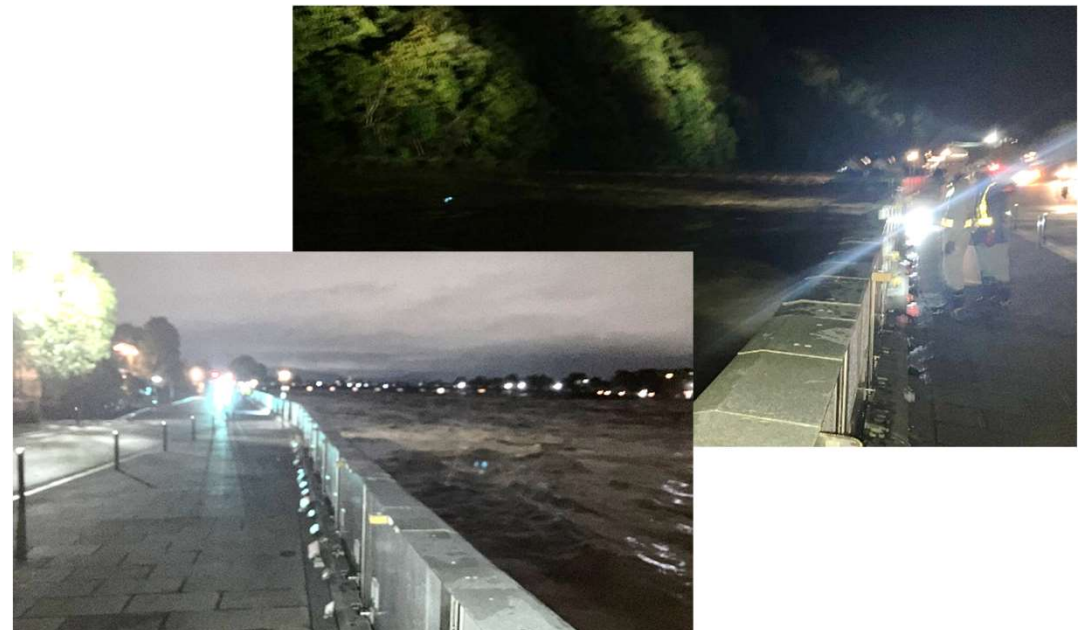
- 令和6年度の淀川河川事務所管内では、幸いにして大きな出水はありませんでしたが、11月2日に前線による大雨の(台風第21号が温帯低気圧へ変わった)影響により、京都府南丹市では床下浸水被害が発生しました。
- 淀川河川事務所においては、5月28日、6月18日、6月19日、7月2日、8月28日～9月2日、11月2日～11月5日に出水対応で樋門等を操作し、安全に洪水を流下させました。
- 引き続き、危機管理対応に努めて参ります。

■令和6年11月の前線による大雨の概要

- ・10月31日に発生した台風第21号は11月1日には温帯低気圧へ変化しましたが、前線が11月1日は東シナ海から日本の南に停滞し、2日は西日本から東日本付近まで北上しました。この前線上に低気圧が発生し、夕方にかけて西日本を通過しました。前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定になり、11月2日は京都府では11月としては記録的な大雨となりました。



▲地上天気図、レーダー画像
(11月2日15時時点)
京都地方気象台より



▲嵐山 止水壁操作
(2024年11月2日)

④ 出水時の河川管理

- 出水時には、河川巡視を行い堤防、護岸等の治水施設の異常の有無を把握し、必要に応じて、適切な処置を行っています。
- また、排水施設（水門、樋門、排水機場等）の適切な操作を行い、浸水被害の軽減に努めています。



▲ 出水時河川巡視で確認
したごみ漂着
（令和6年5月出水時）



▲ 大島排水機場の排水状況
（令和6年9月出水時）

◆ 令和6年度の出水では、排水施設（水門、樋門、排水機場等）の適切な操作を行い、浸水被害防止に努めました。

▼ 淀川の排水機場（令和6年度稼働状況）

施設名	稼働回数
毛馬排水機場	1回
針ノ木排水機場	1回
久御山排水機場	1回
八幡排水機場	1回
大島排水機場	4回

▼ 淀川の水門・樋門等（令和6年度稼働状況）

施設数		稼働回数 (延べ回数)
淀川	3施設	17回
宇治川	1施設	1回
木津川	14施設	19回
桂川	1施設	4回

⑤ 出水への備え

○ 淀川では、迅速に出水時に対応できるよう、通常時からさまざまな取り組みを行っています。

防潮鉄扉の閉鎖訓練

- ◆ 淀川、神崎川及び左門殿川下流の一部の橋では、橋の高さが堤防よりも低く、堤防が切り欠いた状態となっているため、洪水・高潮の時には、堤防に設置した扉（防潮鉄扉）を閉めることで、浸水被害から街を守っています。
- ◆ 台風期に備え、防潮鉄扉を迅速かつ確実に操作できるよう毎年7月第1土曜日に閉鎖訓練（あわせて稼働点検）を行っています。令和6年度は、7月6日～7日にかけて閉鎖訓練を行いました。

□実施日：令和6年7月6日（土）22：30～7日（日）3：00（交通規制7月7日（日）1：00～2：30）
 □参加機関：近畿地方整備局（淀川河川事務所、大阪国道事務所、兵庫国道事務所）、大阪府、大阪市、大阪府警察本部、兵庫県、尼崎市、兵庫県警察本部、阪神電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、淀川右岸水防事務組合、淀川左岸水防事務組合等 28機関
 □参加者数：約600名（水防団員含む）うち淀川河川事務所職員51名、大阪国道事務所職員43名、兵庫国道事務所職員29名



よどがわりっこう
淀川陸閘 閉鎖前
（国道2号 淀川大橋左岸）

橋の高さが堤防の高さよりも低く、堤防が切り欠いた状態となっています。平常時は、車が通行できるように防潮鉄扉は開放されています。



よどがわりっこう
淀川陸閘 閉鎖中 1時22分
（国道2号 淀川大橋左岸）

洪水時や高潮時は、堤防が切り欠いた場所から河川水の流入を防ぐため防潮鉄扉を閉鎖します。



淀川河川事務所管理の6施設



（参考）H30年 台風21号上陸時の淀川大橋

左岸下流側より撮影

▲防潮鉄扉の閉鎖訓練の様子

⑤ 出水への備え

○ 淀川では、出水時に迅速な対応が取れるよう、出水を想定した職員の訓練を行っています。

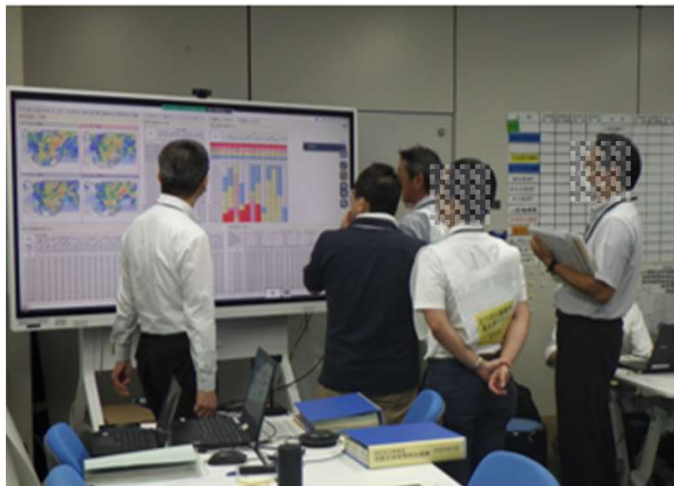
風水害に備えた状況予測型図上訓練

◆令和6年9月20日（金）に、風水害に備え、出水を想定した状況予測型図上訓練※を行いました。

◆訓練に参加した職員は、いざ出水が起こった時の情報共有や連携のあり方と改善点を確認しました。

※状況予測型図上訓練・・・

与えられた情報を基に、想定される事象を予測し、取るべき行動を考えて対応を記録していく訓練です。



▲図上訓練の様子

⑤ 出水への備え

○激甚化・頻発化する大規模水害に備え、迅速かつ確実な避難に向けて「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」を開催しました。

- ◆淀川河川事務所では「水害時の逃げ遅れゼロの実現に向けた連携」を目標に、淀川沿川の市町村（大阪府域では12市町、京都府域では18市町村）や気象庁等を含めた関係機関により「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」を設置しています。
- ◆今年度は「要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施」を重要取組として意見交換を行いました。
- ◆今後も、水害に備えることを目的に、国・府・市等が連携協力していきます。

【大阪府域】首長会議 開催概要

- 日時：令和6年6月7日（金）15:00～16:30
- 場所：国民會館 大ホール
- 参加者：19機関から首長会議構成員（代理出席者を含む）18名が出席



▲【大阪府域】首長会議の様子

【京都府域】首長会議 開催概要

- 日時：令和6年6月14日（水）14:00～15:10
- 場所：長岡京市中央生涯学習センター 3階メインホール
- 参加者：30機関から首長会議構成員（代理出席者を含む）22名が出席



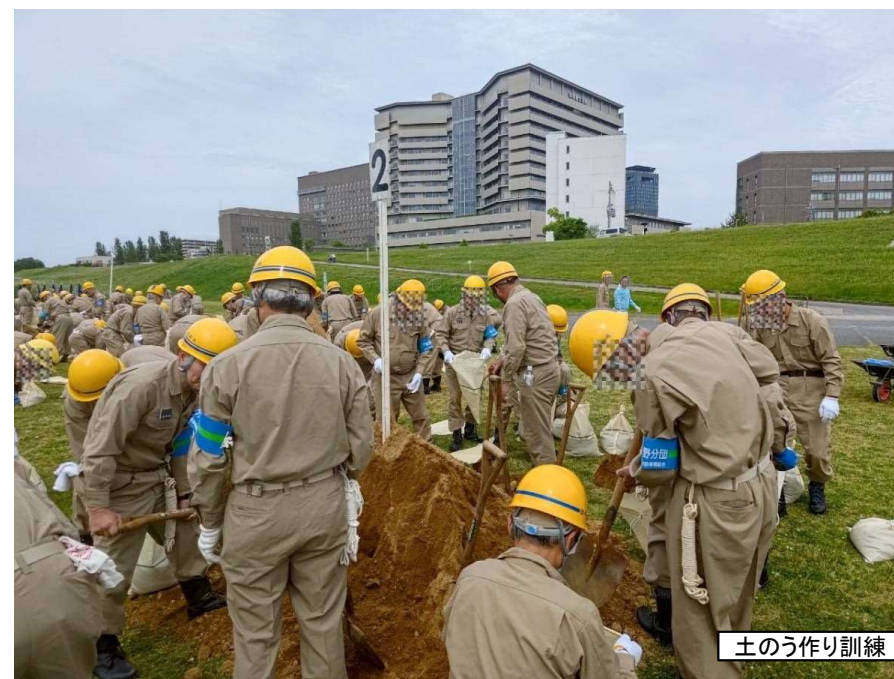
▲【京都府域】首長会議の様子

⑤ 出水への備え

○出水期に備えて、「淀川筋・防潮筋合同水防訓練」が行われました。

- ◆出水期に備えて、令和6年5月23日（木）に淀川河川公園枚方地区において、淀川左岸水防事務組合主催による淀川筋・防潮筋合同水防訓練が行われました。
- ◆淀川河川事務所長より、訓練に参加された水防団員の皆様に激励の言葉をおくりました。この訓練は淀川筋と防潮筋合わせて53分団で行われる大規模訓練です。
- ◆他にも各水防団（消防団）は、地域の水防のために活動されています。

※淀川筋の水防区域：淀川左岸（大阪府内）、船橋川、穂谷川、天野川の河川堤防
防潮筋の水防区域：淀川左岸から木津川（大阪府）までの区間に位置する防潮堤防



▲合同水防訓練の様子

⑥ 南海トラフ等の巨大地震への備え

○ 近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震等を含め、巨大地震への対応に取り組んでいます。

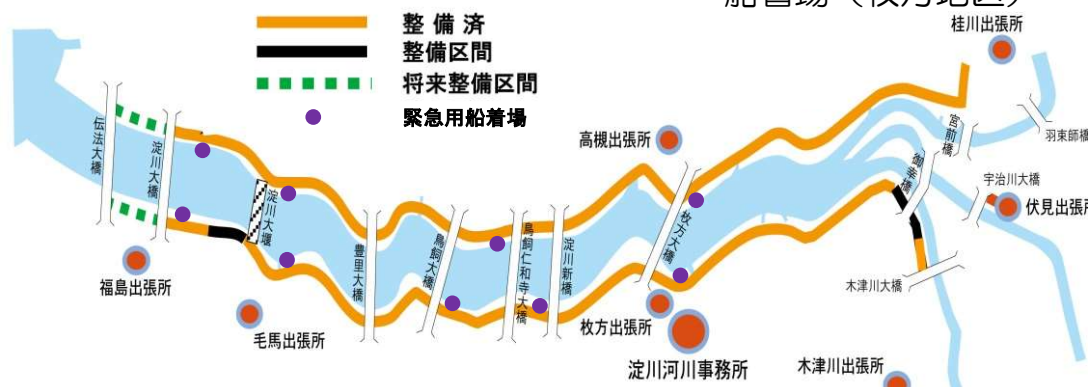
◆ 震度5弱以上の地震発生後は、安全に配慮しつつ、河川管理施設の状況等について巡視・点検を行い、被害の状況に応じて応急対策を行います。

◆ 津波警報が発表された時には、24時間稼働の集中管理センターにおいて津波の状況を確認し、西島水門及び伝法水門のゲートを遠隔操作等により閉鎖します。

◆ 淀川では緊急用河川敷道路や船着場の整備を進めており、大規模地震発生後における施設の早期復旧や緊急物資の輸送等が円滑に行えるよう取り組んでいます。



▲ 緊急用河川敷道路と船着場（枚方地区）



▲ 緊急用河川敷道路の整備状況

地震時の河川管理

①西島水門（右岸）



②集中管理センター



▲ 津波発生時の集中管理センターにおける水門の遠隔操作

⑦ コスト縮減への継続的な取り組み

○ 河川管理にかかるコストを縮減するため、さまざまな取り組みを行っています。

遠隔操作式草刈機を運用しています。

◆堤防上の草刈りにあたり、作業効率化によるコスト縮減を図るため、令和3年度から枚方出張所において遠隔操作ができる大型草刈機を導入しています。



◀遠隔操作式草刈機
による除草状況



◀遠隔操作式草刈機
による集草状況

伐採した樹木を無償提供しています。

◆河道内の樹木伐採を行った際には、資源のリサイクルの観点から、希望者を募り無償で配布しています。

◆令和6年度は、枚方出張所・さくらであい館において、伐採した樹木の無償配布を行いました。



◀配布時の様子



◀配布時樹木

⑧ 流域のみなさんと連携した取り組み

○ 河川愛護活動を通じて、流域のみなさんと連携した河川管理に取り組んでいます。

- ◆令和6年10月20日（日）に、城北わんどで清掃活動を行う「淀川わんどクリーン大作戦」を開催しました。
一般の方や団体・企業の方々 計172名に、ご参加いただきました。
- ◆清掃活動の後は、淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク主催の外来魚駆除の見学会が行われました。

【活動概要】

主催：淀川河川事務所【淀川わんどクリーン大作戦】
淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク（イタセンネット）【外来魚駆除の見学会】
日時：令和6年10月20日（日）
10：00～10：40 淀川わんどクリーン大作戦
10：40～11：40 イタセンネットによる外来魚駆除の見学会
会場：淀川河川敷 城北わんど地区
参加者：172名



▲ 開会の様子



▲ 清掃の様子



▲ 外来魚駆除見学会の様子

- ◆その他、令和7年1～3月に河川レンジャーを中心とした淀川水系一斉美化アクションとして、淀川、宇治川、木津川、桂川で清掃活動が行われています。

⑧ 流域のみなさんと連携した取り組み

○ 河川愛護モニター制度を活用し、河川利用者の視点を河川管理に活かす取り組みを行っています。

◆河川愛護モニター制度とは、河川利用者の視点で担当区間に関する下記の事項について、河川管理者へ報告していただくことを目的として事務所が民間の方に委嘱するものです。あわせて、河川愛護や河川美化などについて地域住民の方への普及啓発をしていただくこともモニター制度の目的となっています。

モニターにご報告頂く事項

- ①地域住民等から受けた河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望・意見
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設に関する異常
- ④その他、特に河川管理者への連絡が必要だと判断した事象

河川敷で見られた鳥（オオヨシキリ）



ボランティアの方によるゴミ回収



河川敷の利用状況



迷惑行為（落書き）状況

▲ モニター報告に寄せられた写真

⑨ 新しい取り組み

○河川管理に資する新たな取り組みとして、「河川空間のオープン化」に取り組んでいます。

【河川空間のオープン化とは・・・】

- ・河川敷地占用準則の特例措置。
- ・都市・地域の再生及び河川敷の適正利用に資するもので、占用区域、施設、主体について地域の合意を経た場合は、占用区域内で営業活動が可能となる。

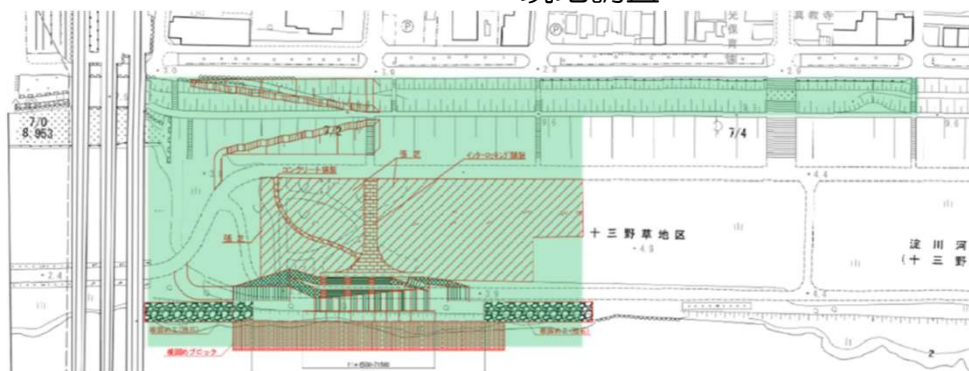
◆淀川右岸7.2km付近の十三地区では、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会においてオープン化に向けた協議が進められてきました。

◆協議会での合意に基づき、占用を予定している大阪市から要望書が提出され、令和6年3月29日に「都市・地域再生等利用区域」の指定が行われました。

◆令和6年度の淀川本川河川保全利用委員会による現地調査及び審査を経て、令和7年度の事業開始に向け手続きを進めています。



▲河川保全利用委員会による現地調査



▲指定された都市・地域再生等利用区域

◆淀川左岸26k+600m（淀川河川公園枚方地区）付近のオープン化については、令和6年4月30日に淀川河川敷枚方エリアかわまちづくり協議会が設立されました。

◆令和6年10月13日には高規格堤防上のオープン化に向けた事業者拠点の可能性と堤防～高水敷の連動性を確かめるための実証実験を行いました。



▲堤防上にデイクャンプ体験エリアを設置



▲高水敷ではフィールドアクティビティ体験等を実施

⑨ 新しい取り組み

○河川管理に資する新たな取り組みとして、淀川河川事務所X（旧Twitter）、Facebookを開設し、淀川に関する情報を発信しています。

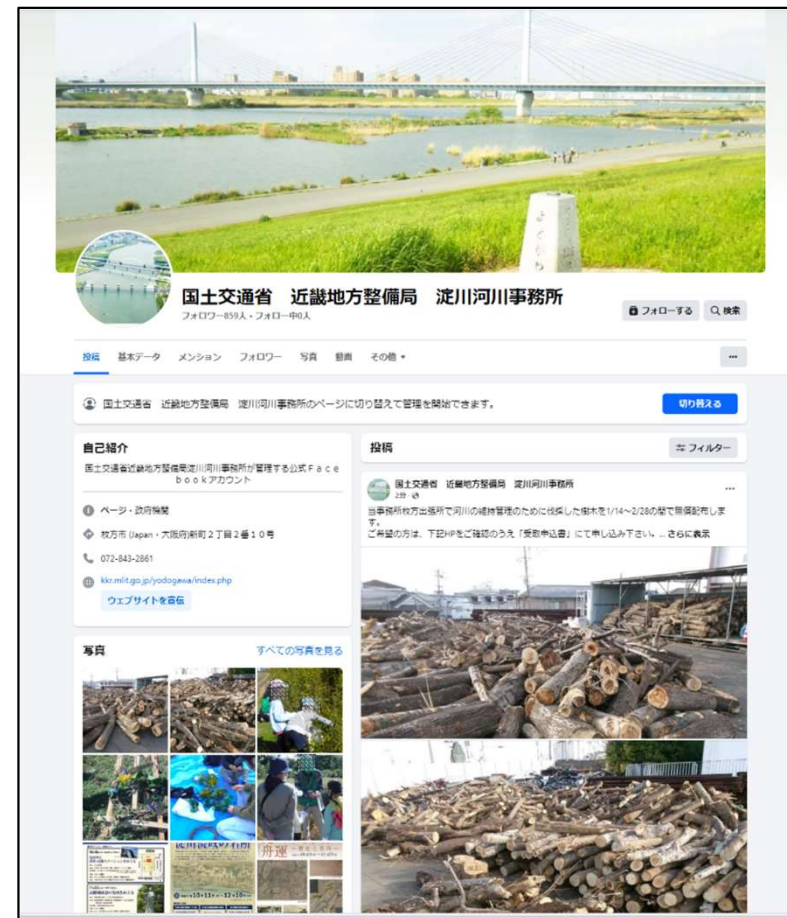
◆淀川河川事務所X（旧Twitter）、Facebookを開設し、当事務所が管理する淀川に関する防災情報やイベント情報などを発信しています。



ユーザーネーム：@mlit_yodogawa
(https://twitter.com/mlit_yodogawa)



▲淀川河川事務所X（旧Twitter）の公式アカウント



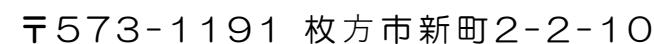
ユーザーネーム：@yodogawa.mlit
(<https://www.facebook.com/yodogawa.mlit>)



▲淀川河川事務所Facebookの公式アカウント

◆所在地・連絡先

●国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所



●福島出張所

〒553-0001 大阪市福島区海老江8-3-15

TEL. 06-6458-2102

●毛馬出張所

〒531-0063 大阪市北区長柄東3-3-25

TEL. 06-6351-2580

●枚方出張所

〒573-0056 枚方市桜町3-32

TEL. 072-841-5362

●高槻出張所

〒569-0034 高槻市大塚町4-28-1

TEL. 072-675-0822

●伏見出張所

〒612-8225 京都市伏見区葎島金井戸町官有地

TEL. 075-611-2281

●木津川出張所

〒610-0331 京田辺市田辺針ヶ池23

TEL. 0774-62-0075

●桂川出張所

〒615-8021 京都市西京区桂浅原町174

TEL. 075-381-4667

21